

青森県と上北管内市町村からとっても大事なお知らせです!!



事業主の皆さまへ

個人住民税特別徴収の**完全実施**について

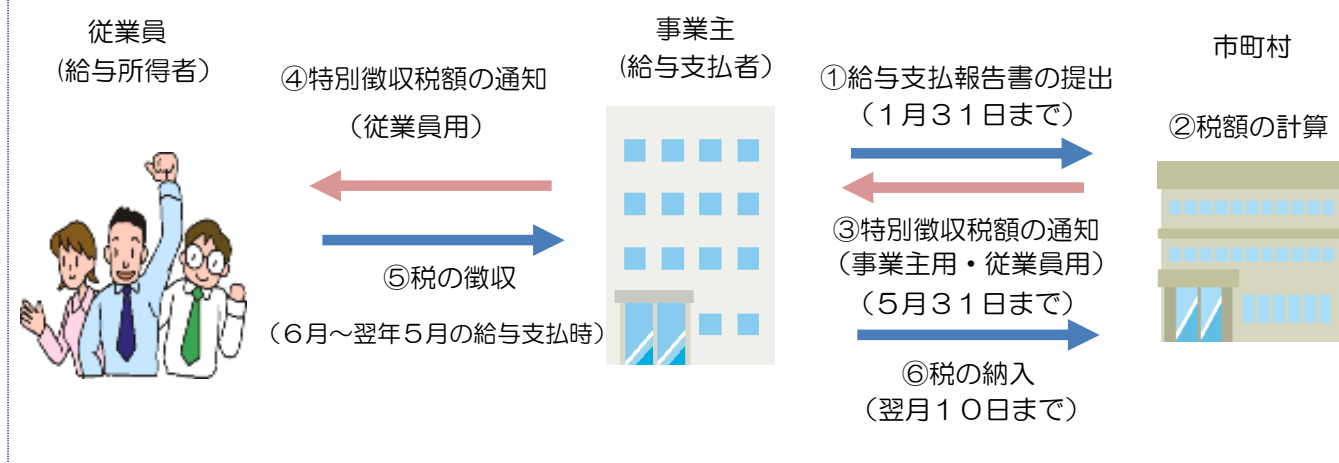
所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、地方税法第321条の4の規定により、個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

青森県上北地域県民局県税部と上北地域県民局管内9市町村が連携し、平成26年度から個人住民税の「特別徴収」を事業主の皆様に適正に実施していただくための準備を進めています。ご理解とご協力をお願いいたします。

個人住民税の特別徴収とは

特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業主（給与支払者）が従業員（給与所得者）へ毎月支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）し、従業員に代わって納入していただく制度です。

個人住民税の特別徴収のしくみ



特別徴収は事業主・従業員にとって便利な制度です

- 税額の計算は市町村が行うので、事業主の手間が増えない
- 従業員が個々に金融機関等へ出向く手間が省け、納め忘れがない
- 従業員の1回当たりの納付額の負担が少なくなる
(普通徴収年4回 → 特別徴収12回)

個人住民税の特別徴収 Q & A

Q 特別徴収を始める場合、事業主にとっては事務が大変になったりしませんか？

A 個人住民税の特別徴収は、市町村が従業員ごとの税額をお知らせしますので、所得税の源泉徴収のように、税額を計算したり年末調整をしたりする手間がかかりません。

その税額を従業員ごとに給与から徴収（天引き）していただき、合計額を翌月10日までに、金融機関で各市町村に納めていただくシンプルな制度となっております。

Q 特別徴収を始める場合、従業員が住んでいる市町村ごとに納入しないといけないのでしょうか？

A 個人住民税は従業員が住んでいる市町村ごとに納入する必要があります。市町村ごとに納入するとなると、手間がかかって大変だという印象がありますが、市町村から送られた納入書と合計金額を金融機関の窓口にお持ちいただければ、市町村ごとの納入手続きは金融機関が行いますので、納入者（事業主）の手間はかかりません。

お問い合わせ先

○手続きなど個別具体的な質問は従業員等の住所地がある市町村へ

- | | | | |
|--------------|--------------|------------|--------------|
| ・ 十和田市役所税務課 | 0176(51)6767 | ・ 三沢市役所税務課 | 0176(53)5111 |
| ・ 野辺地町役場税務課 | 0175(64)2111 | ・ 七戸町役場税務課 | 0176(68)2113 |
| ・ おいらせ町役場税務課 | 0178(56)4704 | ・ 六戸町役場税務課 | 0176(55)3111 |
| ・ 横浜町役場税務課 | 0175(78)2111 | ・ 東北町役場税務課 | 0175(63)2111 |
| ・ 六ヶ所村役場税務課 | 0175(72)2111 | | |

○取組全般に関する質問は下記へ

- ・ 青森県上北地域県民局県税部 0176(22)8111